

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(文30-5-1)

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進		部局名	高等教育局 学生・留学生課	政策評価 実施予定時期	令和元年 8月
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。					
施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)	「新しい経済政策パッケージ」 「第3期教育振興基本計画」					
施策の予算額・執行額 (政策評価調書に記載する額) 予算の状況【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度要求額	
	当初予算	103,323,605 ほか復興庁一括計上分 1,121,681	113,475,781 ほか復興庁一括計上分 127,691	124,403,150 ほか復興庁一括計上分0	162,449,579 ほか復興庁一括計上分0	
		<13,773,046> ほか復興庁一括計上分<0>	<13,399,960> ほか復興庁一括計上分<0>	<13,132,688> ほか復興庁一括計上分<0>	<18,939,545> ほか復興庁一括計上分<0>	
	補正予算	352,726 ほか復興庁一括計上分0	0 ほか復興庁一括計上分0	/	/	
		<0> ほか復興庁一括計上分<0>	<0> ほか復興庁一括計上分<0>	/	/	
	繰越し等	1,414,955 ほか復興庁一括計上分0	1,354,142 ほか復興庁一括計上分0	/	/	
		<0> ほか復興庁一括計上分<0>	<0> ほか復興庁一括計上分<0>	/	/	
	合 計	105,091,286 ほか復興庁一括計上分 1,121,681	114,829,923 ほか復興庁一括計上分 127,691	/	/	
		<0> ほか復興庁一括計上分<0>	<13,399,960> ほか復興庁一括計上分<0>	/	/	
	執行額【千円】	105,088,112 ほか復興庁一括計上分 1,121,681	114,821,972 ほか復興庁一括計上分 127,691	/	/	
	<13,773,046> ほか復興庁一括計上分<0>	<13,399,960> ほか復興庁一括計上分<0>	/	/		

達成目標1	教育の機会均等の観点から、学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、修学機会の確保を図る。						目標設定の考え方・根拠	「第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)」において、教育の機会均等に向け、家庭の経済状況によって進学等を断念することがないよう、学びのセーフティネットを構築することとされているため。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	—	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度		
①生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率	—	31.7%	33.4%	33.1%	35.3%	36.0%	前年度より増	A	【目標値の設定根拠】 教育の機会均等の観点から、教育へのアクセスの向上を図る目標値として、生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率を前年度より増加させた値を設定することが望ましいため。 【出典】 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	—	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度		
②児童養護施設の生徒等の大学等進学率	—	22.6%	23.3%	24.0%	27.1%	30.8%	前年度より増	A	【目標値の設定根拠】 教育の機会均等の観点から、教育へのアクセスの向上を図る目標値として、児童養護施設の生徒等の大学等進学率を前年度より増加させた値を設定することが望ましいため。 【出典】 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準	実績					目標	判定	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度		
③(独)日本学生支援機構の給付型奨学金制度の本格的な実施に向けた対応状況	制度創設に向けた検討、先行実施に向けた募集の実施	—	—	制度創設に向けた検討、先行実施に向けた募集の実施	制度の一部先行実施、本格的な実施に向けた募集の実施	—	制度の本格的な実施	A	【目標値の設定根拠】 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)や経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、給付型奨学金制度創設に向けた検討を進めることとされているため。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	目標達成	すべての測定指標がA判定となっているため。
	施策の分析	<p>【必要性】第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援」が盛り込まれ、高等教育段階に係る教育費について、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与に加え、給付型奨学金の支給額を大幅に増やしていくこととされていることから、本施策は、国が対応すべき優先度の高い施策といえる。</p> <p>【効率性】貸与や給付については、有識者会議の提言等も踏まえつつ効率的・効果的に実施している。また、奨学金の貸与・給付は保護者等でなく、奨学金を必要とする学生等本人に対し直接支給することとしており、効率的な運用となっていると考えている。</p> <p>【有効性】平成30年度末時点において、測定指標①生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率及び測定指標②児童養護施設の生徒等の大学等進学率が平成26年度から向上していることから、本施策は有効であると言える。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>過去5年間で指標に挙げた進学率は向上しており、更なる高等教育へのアクセスの機会均等に向け、貸与型奨学金事業について引き続き実施するとともに、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、2020年4月からの真に支援が必要な低所得者世帯の者に対しての給付型奨学金の支給の実施に向けて準備を進める。</p> <p><概算要求(予定)> ・奨学金事業（拡充）参考：平成31年度予算額 124,403百万円 <法令改正等> ・令和元年5月10日「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。 <機構定員要求(予定)> ・令和2年度4月からの高等教育段階の修学支援新制度の実施に向け、定員要求を行う。</p>	
学識経験を有する者の意見			